

ゆきんこ村施設指定管理者募集要項

令和8年7月6日
日南町長 中村英明

1. 管理を代行させる施設

- (1) 施設名 ゆきんこ村（別紙「図面参照」）
- (2) 所在地 鳥取県日野郡日南町下阿毘縁字山ノ神478番地
- (3) 施設の種類
 - ①農林業体験実習館「四季彩」
 - ②農林業体験実習館宿泊棟
 - ③研修棟
 - ④ふれあい広場
 - ⑤かやぶきの家
 - ⑥その他これらと一体をなす周辺施設

2. 管理内容

- (1) ゆきんこ村施設の利用に関する業務
- (2) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 前各号に掲げるもののほか、施設の運営に関する業務のうち、町長が必要と認める業務（「ゆきんこ村の設置及び管理に関する条例」による）

3. 管理の条件

- (1) ゆきんこ村の設置及び管理に関する条例第2条の趣旨に沿った運営を行う。
- (2) 土地、建物及び施設設備を一括管理し、趣旨に沿った管理をすること。
- (3) 管理期間
令和9年4月1日から令和14年3月31日までとする（この期間以外の管理期間を希望する場合は、事業計画書にその旨を記載すること）。ただし、管理を継続することが適当でないと認めたときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。
- (4) 管理に要する経費
日南町は指定管理者に対して、委託料を指定管理者との協議の上、820万円を上限に予算の範囲内で支払う。
- (5) 利用料金は、ゆきんこ村の設置及び管理に関する条例第8条の規定に基づき指定管理者が収受する。
- (6) 個人情報の保護
管理を通じて取得した個人情報については、外部に漏えい等しないよう適切な処置を講ずること。
- (7) 事業報告の提出
毎年度、事業終了後30日以内に事業報告を提出すること。
- (8) 関係法規の遵守
ゆきんこ村施設の管理運営にあたっては、関係法令を遵守すること。
- (9) 施設に関すること
 - ①管理を開始する施設は現状からのものとする。
 - ②新設又は改修等の原状に変更を加える場合は、日南町の許可を得ること。
 - ③現在の施設全体が老朽化の進展又は事故等により施設として使用できない状況に至り、町

が施設の使用管理が困難と判断した場合は、損失補償や補填することなく指定管理を終了する。また、法令、条例、協定に違反する行為があった場合も同様とする。

(10) 従業員の雇用

従業員の雇用にあたっては、日南町在住者の雇用を最大限優先すること。

(11) 管理実施の承認

2に掲げる指定管理者が行う管理の実施に当たっては、あらかじめ日南町と協議し承認を受けること。

4. 指定管理者の応募資格

日南町公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例第3条に規定する指定管理者の応募ができる者は、次の各号のいずれにも該当する法人等（以下「団体」という。）とする。ただし、団体の法人格の有無は問わない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない団体であること。
- (2) 施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実がない団体であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づき更正又は更正手続きをしていない団体であること。
- (4) 日南町が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停止措置を受けていない団体であること。
- (5) 国税及び地方税を滞納していない団体であること。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にない団体であること。

5. 提出書類の提出方法、提出期限、提出先等

(1) 提出方法

郵送又は持参

(2) 申請書類の種類

①日南町公の施設にかかる指定管理者の指定手続き等に関する条例第3条に定める書類

②添付書類

- 1) 管理を行う公の施設の事業計画書（参考様式による）
- 2) 管理に係る収支計画書（参考様式による）
- 3) 当該団体の経営状況を説明する書類

○前事業年度の収支（損益）計算書又はこれらに相当する書類（既に財産的取引活動をしている団体のみ。）

○前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類（作成しているもののみ）

○現事業年度の収支予算書及び事業計画書（既に財産的取得活動をしている団体及び新たに指定管理者になろうとする施設の業務以外の事業を展開する団体のみ。）

○団体の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類

4) 申請資格を有していることを証明する書類

○法人にあつては、当該法人の履歴事項全部証明書（登記簿謄本）

○非法人にあつては、団体の代表者の身分証明書

- 定款、寄付行為、規約その他これに該当する書類
- 国税及び地方税の納税証明書（募集要項の配布開始以降に交付されたもの。）
- 非法人にあっては、団体を構成する名簿

(3) 提出部数

正本1部 副本1部 A4サイズとする。

(4) 提出期限

令和8年8月31日（月）午後5時まで。郵送の場合は書留とし、令和8年8月31日（月）午後5時必着とする。

(5) 提出先

11. に記載する場所

(6) その他

事業計画等について、選定委員会による聞き取りを行う。

聞き取りの日時・場所については、当該申請者に対して通知する。

6. 指定管理者の審査基準

- (1) 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) 公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- (3) 公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。
- (5) その他町長が別に定める事項による。

7. 指定管理者の指定及び協定等

(1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定には、日南町議会の議決が必要となる。日南町公の施設にかかる指定管理者の指定手続き等に関する条例第4条で選定した法人等（以下「選定事業者」という。）を指定管理者の候補者として日南町議会へ上程し議決されれば、指定管理者となる。

(2) 協定の締結

日南町と指定管理者は、ゆきんこ村施設の管理に関する協定を締結する。

8. 指定管理者の履行責任に関する事項

- (1) 指定管理者は、施設利用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設利用者が災害を被った場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに日南町に報告しなければならない。
- (2) 指定管理者は、実態として事業継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに日南町に報告しなければならない。
- (3) 前記に規定するもののほか、指定管理者の責任履行に関する事項については、協定で定める。

9. 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項

- (1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により管理が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、日南町は、指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができるものとする。

この場合において、指定管理者が当該期間内に改善することができなかった場合には、日南町は、指定管理者の指定を取り消すことができる。

- (2) 指定管理者が倒産、又は指定管理者の財務状況が著しく悪化し、指定に基づく管理の継続が困難と認められる場合には、日南町は、指定管理者の指定を取り消すことができる。

- (3) (1)又は(2)により、指定管理者の指定を取り消された場合には、指定管理者は、日南町が生じた損害を賠償しなければならない。
- (4) 不可抗力その他日南町又は指定管理者の責めに帰することができない事由により、事業の継続が困難となった場合には、日南町と指定管理者は、事業継続の可否について協議する。
- (5) 前記に規定するもののほか、事業の継続が困難となった場合の措置については、協定で定める。

10. その他留意する事項

- (1) 申請に係る経費は、すべて申請者の負担とする。
- (2) 申請書類に虚偽の記載があった場合は、失格とする。
- (3) ゆきんこ村施設の管理のため、新たに法人等を設立する場合は、その法人等を申請者とする。
- (4) 新たに法人等を設立する場合は、日南町議会における指定管理の指定の議決までに、法人登記簿謄本又は法務局登記官の受領証を提出すること。
- (5) 申請書類は、理由の如何に関わらず返却しない。
- (6) 選定事業者が、正当な理由なくして協定の締結に応じない場合は、指定管理者の指定の議決以後においても指定しないことがある。
- (7) 指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取消、協定を締結しないことがある。
 - ①資金事情の悪化等により、事業の履行が確実にないと認められるとき。
 - ②著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。
- (8) ゆきんこ村の設置及び管理に関する条例及び同条例規則、その他関係法令を承知の上で申請すること。

11. 問い合わせ先

- (1) 郵便番号 689-5292
- (2) 住 所 鳥取県日野郡日南町霞800番地
- (3) 担当部署 日南町役場農林課農政室
- (4) 電話番号ほか Tel 0859-82-1114 Fax 0859-82-1478